

第4章 都市公園等整備の取り組み

昭和31年、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に制定された都市公園法は、平成27年、制定から60年という節目の時期を迎えました。

本市においても、昭和41年、鎌倉市都市公園条例を施行し、鎌倉市の都市公園の設置及び管理に関しての必要事項を定め、市民の皆さんや事業者の方々等の理解と協力のもと、都市公園の整備に努めてきました。

平成27年度末の本市の都市公園の整備状況は、街区公園234、近隣公園1、地区公園2、総合公園1、風致公園4、都市林1、都市緑地6箇所となっており、市民の皆さんはもとより、観光で訪れた方々にも休息、観賞の場等としてご利用をいただくなど、幅広い方々の利用に供しています。

本章では緑の基本計画に掲げた緑の将来都市像実現のため、施策推進の重要な役割を担う都市公園の整備等について、平成8年、緑の基本計画策定以降に供用を開始した大規模公園を中心に紹介します。

1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について

○緑の確保目標水準

- ・平成 23 年改訂の緑の基本計画は、当初策定からの緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針とともに、緑の確保の目標水準も継承し、引き続き、将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑を確保することをめざすとともに、緑の質の充実を図ることとされています。

■緑の確保目標水準(緑の基本計画より抜粋)

緑の確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
	概ね 700ha(約 30%)	概ね 2,000ha(約 50%)

緑の内訳		緑の確保目標量(数値は概数・ha)		備考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	①地域制緑地等	250	1,400	
	②施設緑地	160	270	指定面積でなく実際の緑地面積
小 計		410	1,630	①②の重複部分を除いた面積
その他	河川等	50	110	
	市街地の緑被面積	230	290	
小 計		280	400	
合 計		690(26.9%)	2,030(51.4%)	

○都市公園等の施設緑地として整備目標水準

■施設緑地の整備目標水準(緑の基本計画より抜粋)

年次	計画策定時	計画改訂時	計画改訂時	10 年後	20 年後
	平成 7 年 (1995 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)
整備(目標)量	69.9ha	87.6ha	104.7ha	260.7ha	281.5ha
1 人当たり面積	約 4.1 m ²	約 5.2 m ²	約 6.0 m ²	約 14.8 m ²	約 16.4 m ²
人口規模	17.0 万人	17.0 万人	17.4 万人	17.6 万人	17.1 万人



■地区公園
近隣公園や地区公園の整備(源氏山公園)



■街区公園
街区公園の整備を推進(七里ガ浜東三丁目公園)

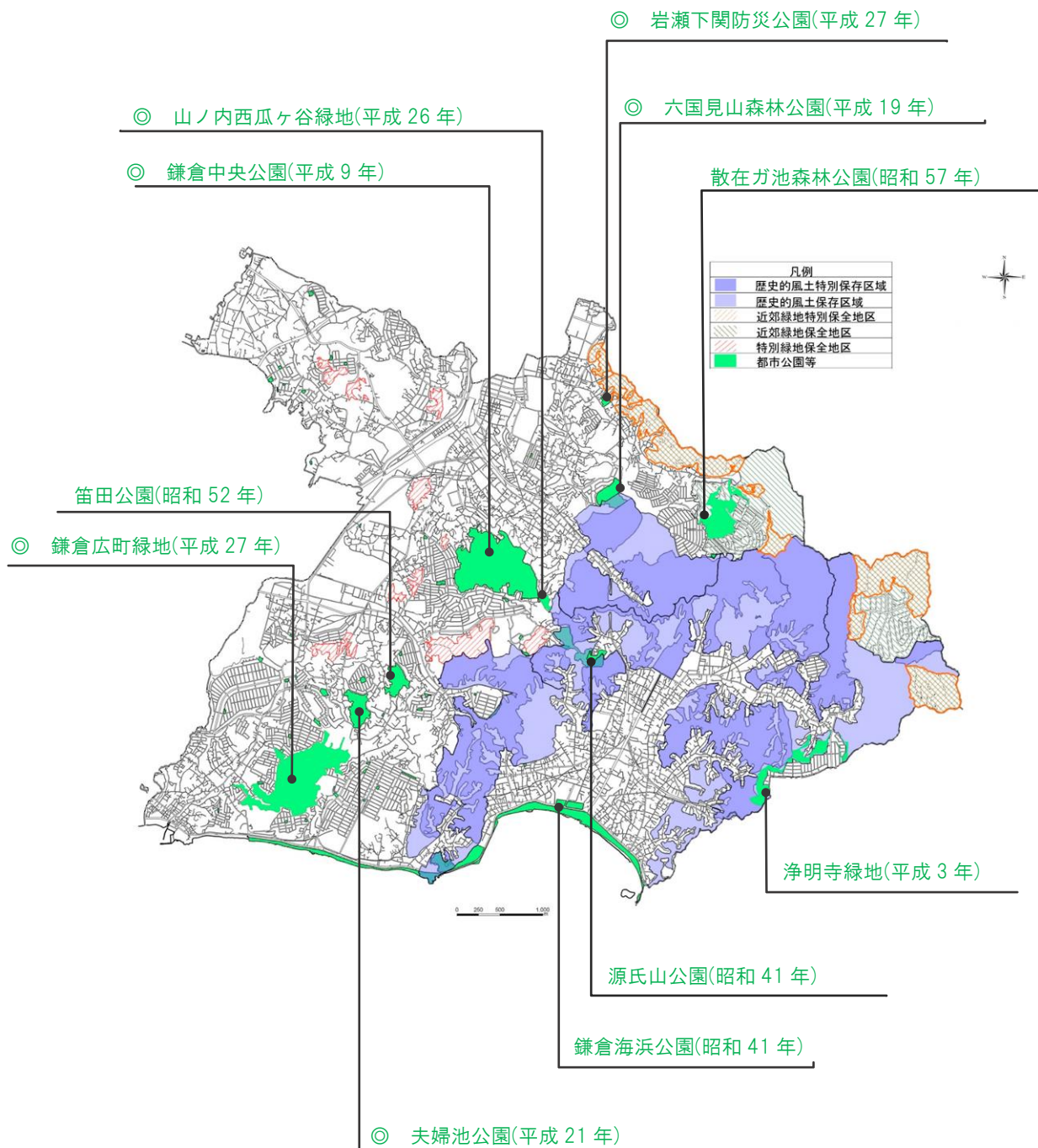
2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項

開催	次第項目	内 容
1	報告	三大緑地(広町・台峯・常盤)の経過
2	その他	広町・台峯の状況について(資料「三大緑地(広町・台峯・常盤)の経過」)。
3	審議事項	広町・台峯について
4	審議事項	緑政審議会部会の中間報告について
7	審議事項	広町に係る保全方策について
8	審議事項	広町に係る保全方策について
9	審議事項	広町に係る保全方策について
10	審議事項	広町に係る保全方策について
11	審議事項	広町に係る保全方策について
12	審議事項	広町に係る保全方策について
13	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
14	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
15	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
	その他	台峯の緑保全に係る状況等について
16	その他	三大緑地の保全に関する基本方針及び広町・台峯・常盤山の現状 について
17	その他	広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。
18	その他	広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。
20	報告	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
21	審議事項	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
22	報告	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
23	報告	広町・台峯のその後の状況について
24	その他	広町・台峯のその後の状況について
25	審議事項	広町のその後の状況について
26	審議事項	鎌倉広町緑地(都市林)の基本構想について
27	審議事項	鎌倉広町緑地(都市林)の用地取得並びに基本構想について
28	報告	(仮称)広町緑地(都市林)の基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手續について
29	報告	(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について、
30	報告	(仮称)広町緑地の基本計画について
31	報告	台峯の保全について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について
32	報告	(仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について
33	報告	台峯の保全について
36	報告	台峯の保全について
37	報告	(仮称)台峯緑地基本構想について
38	審議事項	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について
39	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について
40	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手續きの状況について 六国見山森林公園の供用開始について
41	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)の公開について
42	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について
43	その他	(仮称)山崎・台峯緑地、寺分一丁目特別緑地保全地区、夫婦池公園を視察した。
45	報告	(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について
46	報告	夫婦池公園の供用開始について
48	報告	山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について
50	報告	岩瀬下関防災公園の整備について
52	その他	岩瀬下関防災公園の都市計画決定について
53	報告	鎌倉広町緑地の実施設計の方針について、
54	報告	鎌倉市都市公園条例の改正について
54	その他	鎌倉広町緑地実施設計の確定について 岩瀬下関防災公園の整備状況について
55	その他	鎌倉広町緑地の実施設計について、
56	その他	歴史的風土保存区域・同特別保存地区(建長寺・永福寺跡)、近郊緑地保全区域同特別保全地区を視察した。
58	報告	鎌倉広町緑地の実施設計について
59	その他	鎌倉広町緑地の実施設計について
60	その他	鎌倉広町緑地を視察した。
61	報告	鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について
62	報告	(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について

3 鎌倉市内の大規模公園の紹介

※()内は、供用開始時期です。(一部供用開始を含む)

※◎印は、緑の基本計画策定以降に供用を開始した大規模公園



(1) 鎌倉中央公園

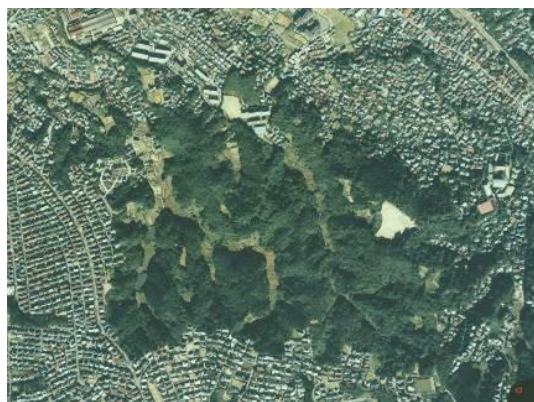
【概要】※記載は供用開始済みの区域に係るものです。

鎌倉中央公園は、現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農林作業体験やレクリエーション、市民交流等、余暇活動の多様化に対応する施設を導入するとともに、大震災時に避難できる防災公園としても位置付けられている都市公園です。

平成9年6月に開園した第一工区は、「都市緑化植物園」として、市民の緑化意識の高揚の場として、庭木や生け垣の参考となる樹木の見本園である「庭園植物園」やハーブや薬草などの植物を観賞できる「植物園」などを整備し、緑化に対する相談を受ける「緑の相談所」や災害時における非常食料や飲料水を備蓄する防災備蓄倉庫を公園管理事務所に併設するほか、子供たちが自然とじかに触れ合える「子どもの森」や「修生池・湿生花園」などを整備しました。

平成16年に供用開始した第二工区は、大部分が樹林地であり、自然が多く残された場であることから、現存する樹林地や湿地の保全を主目的に、残存する畑の活用や疎林広場を整備し谷戸景観を勘案した計画となっています。また、同じく平成16年に供用開始した第3工区は平地が他の工区に比べて多いことから、余暇活動の多様化に対応するため、農林作業体験のできる場として、現存する田・畑・梅林の活用のほか、広場を整備するとともに、谷戸に生息する小動物や昆虫に配慮した湿地を保全するなど、谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全に配慮した計画としています。

都市公園の種別	風致公園
供用面積	約23.7 ha
所在地(代表地番)	山崎1667
都市計画決定(当初)	昭和41年3月2日
都市計画事業認可(当初)	昭和55年6月27日
供用開始	平成9年6月1日(一部)



■整備前の鎌倉中央公園上空写真



■鎌倉中央公園基本計画平面図(平成9年3月)



■平成11年 管理事務所周辺の様子



■湿生花園周辺の様子



■休憩舎周辺の紅葉の様子

(2) 六国見山森林公園

【概要】

かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、西には富士山、北には筑波山を眺望できたという言い伝えがあるように、山からの眺めが名の由来となっている六国見山森林公園は、戦後の大規模な開発計画の中、宅地に囲まれるように残された貴重な都市公園です。

昭和 59 年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と合わせて、六国見山と周辺の樹林地が選定されました。

整備の方針を六国見山北西部の丘陵地の優れた樹林、景観等の自然環境の保全と、身近な緑として自然とのふれあいを大切にした公園とし、平成 19 年 4 月に供用を開始しました。



■六国見山森林公園 上空写真

都市公園の種別	風致公園
供用面積	約 6.9 ha
所在地（代表地番）	高野 35 番 14
都市計画決定	平成 14 年 8 月 8 日
都市計画事業認可	平成 15 年 4 月 1 日
供用開始	平成 19 年 4 月 1 日



■展望デッキからの眺望



■展望デッキ周辺の様子



■南口広場入り口付近



■展望デッキに至る園路

(3) 夫婦池公園 めおといけこうえん

【概要】

夫婦池公園にある2つの池の成り立ちは、約330年前に当時の代官が溜池として掘らせた下池にはじまり、その後、明治17年に手広、笛田の両村により、当時の作業員数500名で約1箇月をかけて上池がつくられたとされています。

昭和59年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と周辺の樹林地等が選定されました。選定された要因は、地形、緑、水辺の3要素ともに優れており、昭和58年の緑のマスタープランにおいても公園候補地として位置づけられている点等が挙げられています。

また、平成6年の夫婦池公園基本計画・基本設計においては、この2つの池と周辺環境の特性を活かした公園整備の方針が示されました。

その後、公園の用地取得を経て、平成16年度から着工した整備工事は平成21年3月に完了し、「家族とともに自然とのふれあいが楽しめる公園」として、同年4月から供用を開始しています。

都市公園の種別	風致公園
供用面積	約6.5 ha
所在地（代表住居表示）	鎌倉山二丁目2-2
都市計画決定	平成9年9月2日
都市計画事業認可（当初）	平成9年10月31日
供用開始	平成21年4月1日

【整備前後の対比】

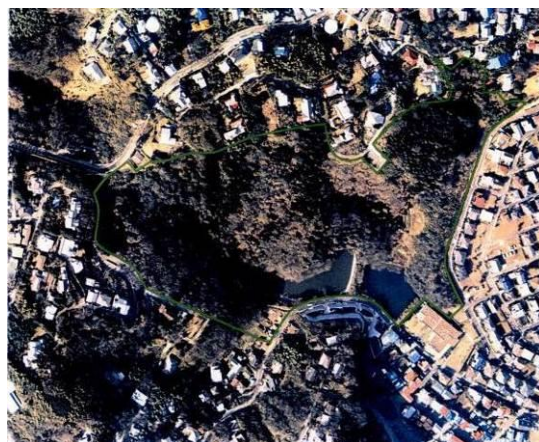
■東側道路より上池の堤を望む



■下池堤付近



■鎌倉山方面からの上池



■整備前の夫婦池付近 上空写真



■夫婦池公園基本計画平面図（平成6年）

(4) ^{やまのうちにしゅうりがやりよくち}山ノ内西瓜ヶ谷緑地

【概要】

山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっています。

平成 20 年 12 月、保全配慮地区の施策展開として（仮称）山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付け、平成 21 年 12 月に都市計画決定されました。平成 22 年 4 月に都市計画事業認可を取得、平成 26 年 1 月から一部を供用開始し、平成 29 年 6 月に全面的な供用開始をしています。

都市公園の種別	都市緑地
供用面積（H29.5 時点）	約 1.2ha
所在地（代表地番）	山ノ内字西瓜ヶ谷 1086 番 1
都市計画決定	平成 21 年 12 月 16 日
都市計画事業認可	平成 22 年 4 月 2 日
供用開始	平成 26 年 6 月 1 日



■山ノ内西瓜ヶ谷緑地整備方針平面図（平成 21 年 5 月 20 日）



■西側道路沿い縁辺部の様子①



■樹林地内部 径路の様子



■西側道路沿い縁辺部の様子②



■樹林地内部の様子

(5) いわせしもぎきぼうさいこうえん 岩瀬下関防災公園

【概要】

昭和50年代から土地所有者のご好意により鎌倉市が借地し、青少年広場として地元で親しまれていた「いわせ下関青少年広場」は、鎌倉市が用地を取得し、平成22年度から26年度にかけて、独立行政法人都市再生機構による岩瀬下関地区防災公園街区整備事業として近隣公園に整備し、平成27年4月1日に開園しました。

災害時に救援活動の拠点となるよう公園内には、防災トイレやかまどベンチなどを設置したほか、「いわせ下関青少年広場」として使用されていた当時からある「上総掘り」の井戸の周辺を整備し、親水性のある修景としました。



■岩瀬下関防災公園 エントランス広場周辺



都市公園の種別	近隣公園
供用面積	約0.9ha
所在地（代表地番）	岩瀬字上耕地630番7
都市計画決定	平成23年6月29日
都市計画事業認可	平成23年7月29日
供用開始	平成27年4月1日

【整備前後の対比】

■多目的広場



■上総掘り井戸周辺



■防災パーゴラ



■防災トイレ



(6) ^{かまくらひろまちりよくち}鎌倉広町緑地

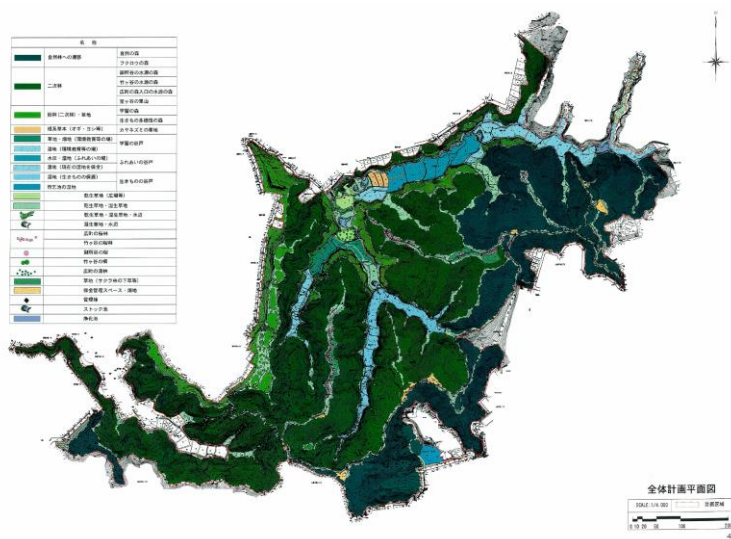
【概要】

「緑地保全の取り組み」の章で前述のとおり、土地所有者をはじめ市民の理解と協力のもと長年の取り組みにより保全された広町は、平成 27 年 4 月に「鎌倉広町緑地」として開園しました。

用地取得などにより保全の取り組みが大きく前進してからも、市民活動団体等と市との協働で保全活動などを行ってきた「広町」は、「都市林」として市民とともに良好な自然環境の保全・活用を図るための基本的な方向を定め、広域的な緑のネットワーク形成に資することを目的に、緑政審議会、専門家、市民等から広く意見を聴取し、市は平成 15 年 12 月に基本構想が確定させました。

その後、基本構想で定めた基本理念や基本方針を踏まえて平成 16 年 8 月に基本計画が確定、翌平成 17 年には基本設計、そして平成 24 年には実施設計が確定されています。

開園後も、多様な自然環境の創出と里山で培われてきた人の営みの再生等を行いながら、「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目指して、維持管理を行っています。



■鎌倉広町緑地全体計画平面図（平成 17 年 7 月）

都市公園の種別	都市林
供用面積	約 48.0 ha
所在地（代表地番）	津 1133
都市計画決定	平成 17 年 6 月 28 日
都市計画事業認可（当初）	昭和 17 年 12 月 2 日
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日

【整備前後の対比】

■木道整備付近



■御所谷の入口付近



■雨乞い池の整備



第5章 都市緑化の取り組み

- ・鎌倉市では、民有地の緑化に係る制度として風致地区制度や鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく、緑化協議を行われています。
- ・特に昭和13年から指定されている風致地区は、その後の古都保存法の指定とも密接に関連し、非常に厚く指定されています。
- ・これまで市により確保されてきた緑地の機能が十分に発揮されるよう、市街地の緑の核となる公共施設の緑化などが必要と考えます。

1 風致地区内における取り組み

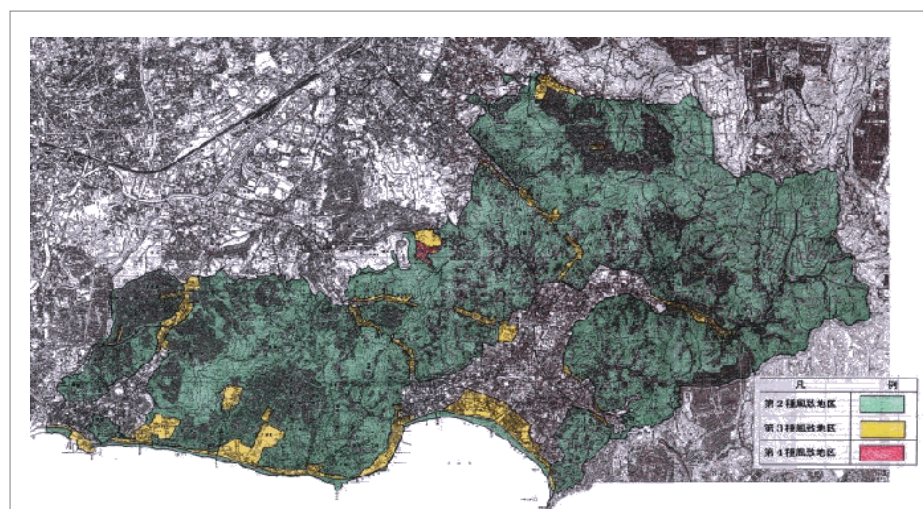
(1) 風致地区指定の概要と拡大の経過

- ・ 風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特徴付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、都市計画法および鎌倉市風致地区条例に基づく風致地区が指定されています。
- ・ 平成 14 年の指定拡大により約 9ha が指定拡大され、市域の約 55.5%が風致地区に指定されています。

鎌倉風致地区		
指定年月日	面積	備考
昭和 13 年 1 月 25 日	2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第 25 号
昭和 24 年 5 月 16 日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和 52 年 3 月 30 日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和 63 年 6 月 17 日	2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成 14 年 4 月 2 日	2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整斉

(2) 風致地区内の緑化

- ・ 市では、風致の維持に必要な植栽等を行なうため、風致地区内行為に伴う緑化の基準を設けています。
- ・ 第 2 次一括法の施行により、平成 25 年 12 月、「鎌倉市風致地区条例」「鎌倉市風致地区条例施行規則」を制定し、平成 26 年 4 月に施行されました。
- ・ 「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととしました。



■鎌倉風致地区指定概略図（平成 14 年 4 月指定概略）



■風致地区内のまち並み（笹目：平成 23 年頃）



■風致地区内の緑化様子（今泉台：平成 27 年頃）

2 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例による緑化等

(1) 概要

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、開発事業に伴う緑化が行われています。

(2) 緑の基本計画の方針

- ・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、開発事業区域内等での緑化を推進します。
- ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。

(3) 取り組みと実績

- ・平成 23 年 10 月、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」が制定され、コインパーキング設置に伴う緑化協議が条例で義務付けとなり、平成 24 年 4 月から施行されています。
- ・「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととされています。
- ・平成 27 年度、開発事業区域内で 86 件の緑化協議が行われています。
- ・平成 27 年度、コインパーキングの設置に伴い 12 件の緑化協議が行われています。

3 まち並みのみどりの奨励事業

(1) 概要

- ・緑豊かなまち並み景観を創造するため、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。
- ・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象とされています。
- ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。



■接道部分の緑化の様子（津西：平成 23 年頃）

(2) 緑の基本計画の方針

- ・要綱に基づき市民などによる接道緑化を支援（補助率 1/2）します。
- ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。
- ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。

(3) 取り組みと実績

- ・平成 12 年 6 月までは、「いけがき設置奨励事業」とされていましたが、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度が充実されています。
- ・平成 19 年 3 月に、要綱を一部改正し、補助対象が「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大され、制度の充実が図られています。
- ・平成 22 年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金(15 件 519,000 円：累計)を得て事業を執行しました。
- ・平成 27 年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,390.8m です。
- ・平成 27 年度、11 件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 1 件でした（鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区の区域のため）。
- ・危険ブロック塀等除却費の補助と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出しています。



■緑豊かな住宅地（風致地区）

山並みを背景にして、ゆとりある敷地の中に趣のある庭を持つ低層住宅地が形成されています。（小町：平成 23 年頃）

第6章 市民との連携

- ・鎌倉市緑の基本計画は、市民をはじめとした多くの主体が「緑の将来都市像」を共有していくことをめざしています。
- ・鎌倉市は、平成6年度から緑のレンジャーの育成を開始するなど、緑化啓発においても、多くの取り組みを行ってきました。
- ・緑化推進団体、地域緑化指導者、緑のレンジャー等の育成と連携に努めてきた経過などについてまとめます。

1 緑のレンジャー

(1) 緑のレンジャー（シニア）

ア 目的

確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成することとされています。

イ 活動内容

鎌倉市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。



■自然観察の様子



■下草刈や間伐等の体験活動

(2) 緑のレンジャー（ジュニア）

ア 目的

自然の生き物や草花とふれあうことで自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成することとされています。

イ 活動内容

小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。



■自然観察の様子



■海岸での生き物観察の様子

(3) 緑の基本計画の方針

- ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。
- ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。
- ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。
- ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し自然観察や各種体験講座を実施します。

(4) 取り組みと実績

- ・緑のレンジャー(ジュニア、シニア)に、平成 27 年度は 67 名(延べ 544 名)が参加しました。
- ・延べ 473 名(会員数 75 名)が自主活動(計 18 回)に参加しました。

2 緑の学校

(1) 目的

緑の知識の普及の一環として、講義や自然観察会などを通して、市民の緑の効用や仕組への理解を促進することを目的として、実施されています。

(2) 講座内容(平成 27 年度)

回	講座名	活動場所
1	講義「鎌倉時代の花」	鎌倉生涯学習センター
2	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～佐助住宅地～佐助隧道～佐助稲荷～源氏山公園～旗立山頂上～寿福寺墓地～巽神社
3	講義「緑との共生」	鎌倉生涯学習センター
4	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎～音無川～稲村ガ崎
5	講義「緑の現状」	鎌倉生涯学習センター
6	自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」	散在ガ池森林公園
7	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園
8	講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉生涯学習センター
9	自然観察会「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森
10	自然観察会「鎌倉の紅葉」	大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース～覚園寺～大塔宮

(3) 取り組みと実績

- ・平成 23 年度から、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所)が講師として招かれ、年 3 回の講義が行われています。(第 1 回、第 3 回、第 8 回)
- ・平成 27 年度の受講者数は 48 人、延べ受講者 340 人でした。
- ・平成 28 年 3 月 21 日、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するため、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園での自然観察会を実施し、16 人が参加しています。



■緑の学校講義風景

湯浅浩史氏による講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」



■緑の学校の活動風景

緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑に関する活動の中心となる指導者を育成します。

3 公園愛護会など

(1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会

ア 内容

【公園愛護会・街路樹愛護会】

町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園等の維持管理、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。

【市民緑地愛護会】

町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。

イ 緑の基本計画の方針

【公園愛護会・街路樹愛護会】

- ・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施するとともに、公共施設愛護思想の普及に努めます。
- ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。

【市民緑地愛護会】

- ・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。

ウ 取り組みと実績

【公園愛護会・街路樹愛護会】

- ・平成 27 年度末現在、公園愛護会として 91 団体が、街路樹愛護会として 21 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- ・平成 27 年度、鎌倉市公園協会により、公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした連絡会を 2 回開催し、延べ 79 団体が参加しました。

【市民緑地愛護会】

- ・平成 19 年 10 月、開催の第 40 回緑政審議会に、市民緑地契約の締結の施策方針案が報告されています。
- ・平成 21 年 3 月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」が制定されています。
- ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されています。



■街路樹愛護会の活動風景

公園愛護会、街路樹愛護会などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図ります。(常盤)



■身近な緑を豊かにする活動(ふれあい緑化事業)

多くの市民が、緑豊かな環境が生命を育み、豊かな暮らしを支える緑の存在と大切さを次代に継承しています。(岡本外耕地公園)

(2) 緑地保全ボランティアグループ

【NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー活動紹介】

NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーは、市が実施している「緑のレンジャー・シニア」講座修了生の有志で結成された任意団体「かまくら緑のレンジャー」が NPO 法人格を取得し、活動を行っているものです。

市内の緑の保全活動を市民、行政、或いは事業者と協力して実施し、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及啓発及び地域の人々の健全な心身の育成を推進する事業を行い、ひいては人と自然とが共生できる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 27 年度 4 月に NPO 法人を設立しました。

同団体は、市民や事業者の方に会員となっただき、鎌倉のみどりを守り育てるための活動を行なっています。

○活動内容

- 1 山林緑地の管理作業
- 2 山仕事、剪定作業に係る技術研鑽
- 3 調査・自然観察
- 4 地域等の活動支援



■緑地の管理作業の様子



■「鎌倉市緑化まつり」における活動の様子



■NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが出展した多摩・三浦丘陵の水と緑をつなぐ参加型シンポジウム

(3) 緑化推進団体

ア 公益財団法人鎌倉風致保存会 活動紹介

○概要

公益財団法人鎌倉風致保存会（以下「風致保存会」という。）は、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的として、昭和 39 年 12 月に設立されました。

誕生のきっかけとなったのは、後に「御谷騒動」と呼ばれる市民運動です。昭和 39 年は東京オリンピック開催の年で日本中が開発ブームに沸く中、鶴岡八幡宮後背の山林「御谷」にも宅地造成計画が持ち上がりました。これに対して地元住民を中心に市民や文化人らが反対運動を推進し、風致保存会を設立するとともに、集まった寄付金 900 万円と市からの 600 万円で御谷山林 1.5ha を買収しました。このことから、風致保存会は日本最初のナショナル・ルトラスト団体といわれています。

この運動が契機となって、昭和 41 年には「古都保存法」が制定されました。

風致保存会は、平成 26 年に創立 50 周年を迎え、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、神奈川県環境農政局都市緑地担当部長等を招き、記念式典を実施するなど、今なお鎌倉の古都保存の取り組みを力強く支え、その後、これらの活動が認められ、緑の都市賞（公益財団法人都市緑化機構会長賞）、美し国づくり景観大賞特別賞、都市緑化功労者国土交通大臣表彰を得ています。

○平成 27 年度に実施した風致保存会による主な事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、笹目緑地、史跡及び社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を 34 回実施しました（参加者数 792 名）
- ・緑地保存のため平成 18 年 1 月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成 20 年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。
- ・建造物等保存事業として、昭和 58 年に保存会が保存建造物に指定し、平成 21 年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成し、春・秋各 1 日間茶亭を一般公開（入場者数 993 人）して保存会活動の普及・啓発を行いました。
- ・普及啓発活動事業として、市立中学校 7 校の 3 年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を計画し、市立小学校 1 校を含む 8 校 973 人の生徒が参加しました。
- ・平成 27 年 11 月 23 日、御谷緑地において「里山ふれあい祭」をリニューアルした「かまくら里山フェスタ」を開催しました。（参加者数 215 名）。
- ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、保存会機関紙の発行などを実施しています。
- ・鎌倉風致保存会の会員数は、平成 27 年 3 月末で 404 人です。



■子どもによる緑地管理のボランティア
(写真提供：鎌倉風致保存会)



■かまくら里山フェスタでの積み木積み大会
(写真提供：鎌倉風致保存会)

イ 公益財団法人鎌倉市公園協会 活動紹介

○概要

公益財団法人鎌倉市公園協会（以下「鎌倉市公園協会」という。）は、「公園緑地の維持管理及び利用の増進並びに公園愛護精神及び緑化思想の普及啓発を図るとともに、進んで市の公園緑地事業に協力し、施設の充実と公営的サービスを果し、その健全・明朗な発展に寄与するため」昭和 59 年 3 月に鎌倉市の出資により財団法人鎌倉市公園協会が設立され、平成 24 年 3 月に神奈川県知事より認定を受け、公益財団法人に変更されました。

現在は公益目的事業として、都市緑化等に関する普及啓発及び地域等との連携強化と都市公園等に関する運営管理並びに利用促進の事業を行っており、平成 28 年度現在、市内の 6 つの大規模公園と 234 の街区公園の指定管理者となっているほか、児童遊園などの管理を受託しており、さらに、特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会と共同により鎌倉広町緑地の指定管理者となっています。指定管理者として都市公園の維持管理のほか、緑の相談や公園サポーターズ養成講座など、都市緑化に係る様々な事業を行っています。

このような活動が認められ、平成 26 年度の第 30 回都市公園コンクールにおいて、一般社団法人日本公園緑地協会会長賞を受賞しました。

○平成 27 年度に実施した鎌倉市公園協会による主な関連事業

- ・平成 27 年 4 月、「わくわく花フェスタ」が鎌倉中央公園で開催され、約 4,500 人が来場しました。
- ・平成 27 年 7 月 25 日～27 日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、約 240 人が来場しました。
- ・平成 27 年 10 月 25 日、「鎌倉中央公園フェスティバル」が鎌倉中央公園で開催され、約 2,500 人が来場しました。
- ・平成 27 年 5、7、11 月、鎌倉中央公園で「お茶席」が 6 日間開催され、延べ 173 人が参加されました。
- ・平成 28 年 1 月 14 日「春の七草粥とどんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され約 400 人が来場しました。
- ・平成 27 年度、鎌倉中央公園等で「自然観察会」を 12 回開催し、延べ 77 人が参加しました。



■鎌倉中央公園で行われたおはよう花市
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■わくわく花フェスタでの花苗の販売
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■野草や樹木、野鳥の自然観察会
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■やる樹会での管理作業
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■神奈川県立鎌倉高校の生徒によるボランティア体験学習
国指定史跡等、古都鎌倉の緑を守り、継承していく活動を実施します。(史跡東勝寺跡)